

## 相模原市農業委員会第7回会議議事録

開 会 日 時 令和元年10月1日 午後1時34分

閉 会 日 時 令和元年10月1日 午後2時48分

開 催 場 所 産業会館3階 大研修室

出 席 委 員 ( 印 )

|   |       |    |       |  |       |
|---|-------|----|-------|--|-------|
| 1 | 西山 和秀 |    | 中里 州克 |  | 榎田 和子 |
|   | 八木 拓美 |    | 市川 忠孝 |  | 藤村 達人 |
| 3 | 關山 富雄 |    | 小林 康史 |  | 高橋 三行 |
|   | 古木 清  |    | 齋藤 憲一 |  | 天野 明  |
|   | 江藤 昭利 |    | 菱山 喜章 |  | 加藤 正博 |
|   | 阿部 健  |    | 八木 健一 |  |       |
|   | 渋谷 利雄 | 14 | 金井 睦  |  |       |

出席委員 16名

欠席委員 3名 ( 1番西山和秀委員、3番關山富雄委員、14番金井睦委員 )

傍聴人 0名

事 務 局 相澤博 鈴木和夫 伊藤和彦 松島政幸 一之瀬素弘 中山隆司  
齊藤綾子 山田彩奈

議事録署名人 議 長

議席6番

議席7番

会議に付した事件

| 日程 | 番 号    | 件 名                              |
|----|--------|----------------------------------|
| 1  |        | 会務報告                             |
| 2  | 議案第36号 | 農地法第3条の規定による許可申請について             |
| 3  | 議案第37号 | 農地法第4条の規定による許可申請について             |
| 4  | 議案第38号 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について     |
| 5  | 議案第39号 | 農地法第5条の規定による許可申請について             |
| 6  | 議案第40号 | 農地法第5条の規定による許可申請について             |
| 7  | 議案第41号 | 農用地利用集積計画の決定について                 |
| 8  | 議案第42号 | 農用地利用集積計画の決定について                 |
| 9  | 議案第43号 | 農用地利用計画の変更について                   |
| 10 | 報告第41号 | 農地所有適格法人の報告について                  |
| 11 | 報告第42号 | 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について  |
| 12 | 報告第43号 | 非農地証明書の発行について                    |
| 13 | 報告第44号 | 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について |
| 14 | 報告第45号 | 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について        |
| 15 | 報告第46号 | 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について          |

議事の内容 次のとおり

## 議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第7回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は16名で、定足数に達しております。

本日、1番西山和秀委員、3番關山富雄委員、14番金井睦委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、7番渋谷利雄委員をご指名いたします。

## 日程1 会務報告

### 議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

鈴木次長に報告いたさせます。

### 事務局（鈴木次長）

それでは、令和元年8月30日から令和元年9月30日までの主な会務について報告をいたします。

初めに、1. 会議、県関係でございます。

9月18日、JAグループ神奈川ビル2階講堂におきまして、神奈川県農業会議常設審議委員会が開催されまして、八木会長、榎田委員が出席されております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます、本市からは報告10件となっております。

続いて、9月20日、シルクセンター地下1階中会議室におきまして、農業委員会連合会事務局長会議が開催され、相澤事務局長が出席しております。内容につきましては、農業委員会大会提出議案についてほかでございます。

続いて、同日9月20日、神奈川県土地改良センター2階会議室におきまして、令和元年度農地中間管理事業等に係る市町村等担当者ブロック会議が開催され、加藤主査が出席しております。内容につきましては、農地中間管理事業の実施状況ほかでございます。

続いて、9月26日、シルクセンター地下1階中会議室におきまして、神奈川県農業委員会大会第2回大会運営委員会が開催され、八木会長、相澤事務局長が出席されております。内容につきましては、神奈川県農業委員会大会の運営並びに提出議案についてほかでございます。

次に、9月27日、産業貿易センタービル10階県農業会議会議室におきまして、かながわ農業委員会女性協議会役員会が開催され、榎田委員が出席されております。内容につきましては、関東ブロック女性農業委員研修会についてほかでございます。

次に、(2) 市関係でございます。

8月30日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、農業委員会第6回総会を行いまして、農業委員17名が出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

次に、9月9日、9月10日、市役所本館2階第1委員会室ほかにおきまして、決算特別委員会環境経済分科会が行われ、相澤事務局長、私、次長が出席しております。内容につきましては、平成30年度相模原市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

次に、9月13日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、第6回相模原市総合計画審議会が開催され、八木会長が出席されております。内容につきましては、基本計画についてほかでございます。

次に、9月20日、市役所本館5階会長室におきまして役員会を開催し、八木会長、阿部副会長が出席されております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

す。

同日、9月20日、市役所本館6階和室におきまして、相模原市農地違反転用等調整会議指導班会議を行いまして、私、次長ほかが出席しております。内容につきましては、平成30年度の是正指導結果についてほかでございます。

裏面でございます。

9月20日、相模原市農協営農センター会議室におきまして、農業経営事業運営協議会が開催され、一之瀬総括副主幹が出席しております。内容につきましては、平成31年度農業経営事業上記報告についてほかでございます。

同日、9月20日、相模原市農協営農センター会議室におきまして、農用地利用調整協議会が開催され、一之瀬総括副主幹が出席しております。内容につきましては、平成31年度農用地利用集積円滑化事業経過報告についてほかでございます。

同じく9月20日、市役所会議室棟2階第9会議室におきまして、相模原市農業まつり実行委員会検討部会担当者会議が開催され、山田主事が出席しております。内容につきましては、第55回相模原市農業まつり集中行事についてほかでございます。

次に、9月30日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、決算特別委員会が開催され、相澤事務局長が出席されております。内容につきましては、平成30年度相模原市一般会計歳入歳出決算ほかでございます。

次に、その他でございます。

初めに、県関係でございます。

9月4日、波止場会館5階多目的室におきまして、農業者年金加入推進特別研修会が開催されまして、八木拓美委員、山田主事が出席しております。内容につきましては、農業者年金制度についてほかでございます。

次に、9月13日、立川グランドホテル3階ベリタにおきまして、東京都農業委員会職員研究会との交流会が開催され、中山副主幹が出席しております。内容につきましては、都内の農業委員会の農地制度関連事務処理についてほかでございます。

続いて、9月30日、緑区川尻におきまして、農業委員会ネットワーク機構農地転用現地調査が行われ、私、次長ほかが出席しております。内容につきましては、農地法第5条の規定による許可申請事案の現地調査でございます。

続きまして、市関係でございます。

9月1日、相模総合補給廠一部返還地におきまして、令和元年度相模原市総合防災訓練(兼)第40回九都県市合同防災訓練が開催され、八木会長、相澤事務局長が出席されております。内容につきましては、さがみはら1分間行動訓練ほかでございます。

次に、9月2日、市役所本館2階市長室におきまして、市長への農業委員会の事業説明を行いまして、相澤事務局長、私、次長が出席しております。内容につきましては、農業委員会の事業説明でございます。

次に、9月9日、市役所会議室棟2階第12会議室におきまして、農地利用最適化推進委員本庁地区個別報告を行いまして、農地利用最適化推進委員8名、阿部副会長、農業委員1名が出席されております。内容につきましては、8月の活動報告についてほかでございます。

次に、9月10日、津久井総合事務所本館3階第1会議室におきまして、農地利用最適化推進委員津久井地区個別報告が行われまして、農地利用最適化推進委員12名、八

木会長、農業委員4名が出席されております。内容につきましては、8月の活動報告についてほかでございます。

3ページに移らせていただきます。

9月13日、市役所本館2階第1特別会議室におきまして、令和2年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見提出を行いまして、八木会長、阿部副会長、農業委員4名、相澤事務局長、私、次長が出席しております。内容につきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出についてほかでございます。

続いて、9月24日、緑区青根地区におきまして、農地再生モデル事業を行いまして、農業委員3名、農地利用最適化推進委員5名が出席しております。内容につきましては、草刈りほかでございます。

次に、9月25日、相模原市農協本店4階会議室におきまして、市農協への農政活動協力金の説明を行いまして、一之瀬総括副主幹ほかに対応しております。内容につきましては、県農業会議農政活動協力金の募金の依頼についてでございます。

最後に、9月30日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、教育長退任式が行われ、相澤事務局長が出席しております。

以上でございます。

#### **議長（八木会長）**

ただいまの会務報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

#### **16番（藤村委員）**

1ページ目の一番下の内容は30年度の是正指導、手短で結構ですが、どんなことが報告されたんでしょうか。

#### **事務局（鈴木次長）**

相模原市農地違反転用等調整会議指導班会議につきましては、市庁内で調整会議というものを構成しており、副市長以下、局長あるいは部長クラスの会議体になっております。その下に専門委員会、部会が置かれておりまして、その中で指導班というものを置いていて、農地転用に関する前年度の結果と、その年度の取り組みの方向性について、開発や環境の関係部署で構成されて、方向性を確認し合って、その年度を取り組んでいくというものになります。前年度の結果については、どのぐらいの件数がある、どのぐらいの指導結果であったかという数字的なところ、また、本年度、当該年度の取り組みに当たっては、昨年度と同じような形にはなりませんけれども、その都度、発見したのに対して、その相手方、所有者等に転用に対する指導をしていきたいと思いますところを各課連携して情報共有しながら確認した会議でございます。

以上でございます。

#### **16番（藤村委員）**

この会議に出てくるのは、会議の中では、違反転用というのは基本的に今までなかったよね。というか、違反転用見え見えでも、是正して、違反転用でないようにしていましたよね。実際には、事前にいろいろなことを指導しているということですか。

#### **事務局（鈴木次長）**

会議では、関係機関でどういうふうに連携していきましょうかという共通認識をする場でございます。

#### 4番（古木委員）

今のに関係しているんですが、農地法の30条には、農地を適正に使う、それを農業委員会は推進委員と一緒にチェックしているんだけど、どういう結果になっていたかが、なかなか見えにくい。昨年度までは、100%のうちの2%が実行されたよと。だから、今年はまだ多くやろうよという、そんな意向もあるんだけど、その辺は農業委員会の中で話し合う内容なのか。次長が行って、その中での議題にもなっているのか、この辺はどういう関係になっているのか教えていただけませんか。

#### 事務局（鈴木次長）

皆様方にご尽力いただいて調査している結果について、遊休農地については、これから、この筆に対してどうしていきましょうかというのは推進委員さんとともに皆様方と一緒に考えていきたいというところでございますので、これまで3年間調査していた部分も含めて、今後、遊休農地に該当したものについてどうしていくかということは、また改めて検討していきたいと思っていますので、農政運営委員会等に出しながら方向性をつけていくということになると思います。

以上です。

#### 議長（八木会長）

よろしいですか。

#### 4番（古木委員）

はい。

#### 議長（八木会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

## 日程2 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程2議案第36号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは1ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-9から3-11及び3-1006は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和元年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページをご覧ください。

收受番号3-9は、立川市に住む譲受人が所有する田名の農地を、中央区田名に住む譲受人が、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は1ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、中央区田名の畑、1筆、258㎡です。今後の作付は、コマツナの栽培を予定しています。全部効率利用要件については、経営農地7筆、5,645㎡で、全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上も満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人は300日、譲受人の母が250日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-10は、町田市に住む譲渡人が所有する上九沢の農地を、宮下本町に住む譲受人が、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は2ページをご覧ください。申請地は、上九沢の畑、1筆、1,930㎡です。今後の作付は、ヤマトイモのほか露地野菜の栽培を予定しています。全部効率利用要件については、経営農地6筆、8,705㎡で、全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上も満たしています。農作業常時従事要件については、譲受人は340日、譲受人の妻が150日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-11は、田名に住む譲渡人が所有する田名の農地を、譲受人が経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は3ページをご覧ください。申請地は、中央区田名の現況地目畑の1筆、352㎡です。今後の作付は、露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、譲受人は農地所有適格法人であり、経営農地50筆、35,048.89㎡で、全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上も満たしています。法人要件については、農地所有適格法人の要件を満たしています。地域との調和要件については、



周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で本庁分の説明を終わります。

#### **事務局（松島所長）**

それでは続きまして、津久井事務所管内の1件についてご説明いたします。2ページをご覧ください。

收受番号3 - 1006は、被相続人亡き尾崎正男氏の相続財産管理人が所有管理する農地を、青野原に住む譲受人が、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は4ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、青野原の畑、1筆、756㎡です。今後の作付は、ウドの栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地8筆、2,409㎡、全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が170日であり、従事要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

#### **議長（八木会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号3 - 9及び3 - 11については、中央区担当の金井委員にお願いするところですが、本日、欠席しております。金井委員より、9月29日に現地確認したところ、現況は不耕作ですが、譲受人が親族及び農地所有適格法人であることから、特に問題はなかったとの報告を受けております。

收受番号3 - 10については、緑区担当委員、古木委員さん、よろしく願いいたします。

#### **4番（古木委員）**

現在、畑は援農、農家さんのほうで借りさせている農地だったんですが、グループが野菜等、これはブロッコリーを植えたばかりです。一生懸命仕事をやりますので適正だと思いますが、ご審議よろしく願いします。

以上です。

#### **議長（八木会長）**

続きまして、收受番号3 - 1006については、津久井地区担当委員、八木委員さん、よろしく願いいたします。

#### **2番（八木 拓美委員）**

9月25日に現地調査に行ってきました。時期的なものだとは思いますが、多少、草が生えてはいたんですけども、十分、再生可能といいまじょうか、すぐにでもできるような形だったと思いますので、問題ないかと思ひます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第36号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（八木会長）**

挙手全員。

よって日程2 議案第36号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程3 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程3議案第37号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、3ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-9及び4-1003は、相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和元年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページをご覧ください。

收受番号4-9は、申請人が所有する下溝の農地、1筆、465㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は5ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、借り受け予定者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、越境防止策として、車両出入口を除き、東、西、南側に単管パイプ横2段を設置し、北側は既存フェンスを利用する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は下溝古山公園の東約120mです。

以上で本庁分の説明を終わります。

### 事務局（松島所長）

続きまして、津久井事務所管内の1件を説明いたします。4ページをご覧ください。

收受番号4-1003について説明いたします。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は6ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。本案件は、申請人が所有する緑区名倉の農地、1筆、191㎡を駐車場として転用するための申請です。申請理由といたしましては、近隣住民からの要望により、駐車場として使用するためでございます。農地区分は第2種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣接地への土留め策として、新設の土留め矢板及び既設の石垣積みで土留めする計画で、雨水は砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は藤野小学校の南西約360mです。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号4-9については、南区担当の關山委員にお願いするところでございますが、本日、欠席しております。關山委員より、9月29日に現地を確認したところ、特に問題はなかったとの報告を受けております。

收受番号4-1003については、藤野地区担当、天野明委員、お願いいたします。

### 18番（天野委員）

9月25日、現地を確認しました。状況等を勘案して、許可が妥当だと判断いたしました。

以上でございます。

**議長（八木会長）**

これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第37号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（八木会長）**

挙手全員。

よって日程3議案第37号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程4 議案第38号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変

### 更申請について

## 日程5 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程4議案第38号、日程5議案第39号につきましては、関連議案になりますので、2議案を一括して議題に供したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

### 議長（八木会長）

ご異議なしと認めます。

それでは、議案第38号、議案第39号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松島所長）

それでは、5ページをご覧ください。議案を朗読します。

議案第38号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について。別紙農地の事業計画変更申請收受番号5-1001は、農地法関係事務処理要領の規定により、変更をする相当の理由があるので、意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和元年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページをご覧ください。

事業計画変更收受番号5-1001について、ご説明いたします。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は7ページをご覧ください。白抜きの許可済み地及び左右の斜線部分が本案件の申請地となります。本案件は、平成30年11月2日付で資材置き場として転用許可を受けた農地について、事業計画の変更を行うものです。変更理由といたしましては、業務拡大に伴い、新たに資材置き場及び駐車場用地を探していたところ、許可済み地工事施工中に、近隣地権者より、資材置き場及び駐車場として所有権移転する旨の承諾を得られましたことから、事業計画を変更し、区域拡大するものです。農地区分は第2種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、出入り口を除き、既設及び新設の鋼板矢板で土留めする計画で、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は市立広田小学校の北西約920mです。

続きまして、関連議案となります議案第39号の收受番号5-1031についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。議案を朗読します。

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1031は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに

送付するものとする。なお、同法第5条第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、あらかじめ神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聞くものとする。令和元年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページから9ページをご覧ください。

収受番号5-1031は、譲渡人7人が所有する緑区川尻の農地、5筆、3,132㎡を所有権移転し、資材置き場及び駐車場として転用するものです。現地の状況ほかにつきましては、先ほどの説明と同様ですので省かせていただきます。

なお、補足の説明をさせていただきます。雨水処理の関係でございますけれども、こちらの計画地につきましては、浸透トレンチ、浸透ますを設置しまして、雨水を地下に浸透させることにより、流出抑制を行う計画となっております。具体的には、雨水は砂利敷きから地下に浸透するとともに、浮き水が6カ所のグレーチングの網から浸透ますに貯水されまして、有孔管という穴のあいたパイプを合計90m分配置いたしまして、有孔管を通じて地下に浸透処理する計画となっております。土留めにつきましては、既設の鋼板矢板が東側にございまして、新たに最長8mの鋼板矢板を設置するのが境川のある北側、また、農地に接する西側、それから、出入り口を除く道路側の南側について、周囲をしっかりと囲んで土留めする計画となっております。また、他法令との調整でございますけれども、申請地は特定都市河川の境川の流域に含まれておりまして、1,000㎡以上の土地の形質変更に必要な許可申請というものがございまして、令和元年9月4日付で、市の河川課にこの許可申請を行っておりまして、雨水処理が問題ない計画であることを確認しているところでございます。

以上で説明を終わります。

#### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

城山地区担当委員、中里委員さん、お願いいたします。

#### 8番（中里委員）

2議案にわたりまして、一括で確認しましたので報告させていただきます。

まず、スクリーンの真ん中のところは、既に許可がおりたところでございます。その両端が今度大きくなる面積の部分です。説明にございましたとおり、雨水につきましては、許可がおりているところに90mの浸透のトレンチをつくって雨水対策をするという計画が出ております。なお、北側には農地がございまして、雨水対策として、鋼板8mのものを打ち込んで、しっかりと土留めしているということも確認しました。また、境につきましては、9月27日、確認を行っておりますことを申し添えておきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

#### 議長（八木会長）

よろしいですか。

ただいま 2 議案を一括して説明を行いました。採決につきましても一括とすること  
でご異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

**議長（八木会長）**

異議なしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 38 号及び議案第 39 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたしま  
す。

**全員挙手**

**議長（八木会長）**

挙手全員。

よって日程 4 議案第 38 号及び日程 5 議案第 39 号については、原案のとおり決定い  
たしました。

## 日程6 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程6議案第40号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松島所長）

それでは、10ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1029から5-1030及び5-1032から5-1033は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和元年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、11ページから12ページをご覧ください。津久井事務所管内の4件を説明いたします。

初めに、收受番号5-1029は、譲渡人が所有の緑区又野の農地、2筆、210㎡を所有権移転して、敷地拡張のため転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は8ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、譲受人は現在、隣接地に居住しており、庭敷地が手狭なため、拡張するものでございます。農地区分は第2種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既設のコンクリートブロック及び新設の鋼板矢板で土留めする計画で、雨水は敷地内浸透とする計画です。なお、譲受人の宅地の面積は現在219.92㎡で、転用後の宅地面積は429.92㎡となります。申請地は相模原西メディカルセンターの北西約490mです。

続きまして、收受番号5-1030は、貸出人が所有の緑区小倉の農地、2筆、498㎡に使用貸借権を設定して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は9ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、リニア中央新幹線建設に伴う収用のため、新たに自己住宅を建設するためでございます。農地区分は第2種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、周囲を新設コンクリートブロック1、2段及び新設縁石で土留めする計画で、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。なお、今回の転用は開発行為に該当しており、都市計画法第32条の協議が調っており、許可見込みであることを確認しております。申請地は水源公園の南東約580mです。

続きまして、收受番号5-1032は、貸出人が所有の緑区寸沢嵐の農地、1筆、331㎡に使用貸借権を設定して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は10ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、現在、賃貸住宅に住んでおり、新たに自己住宅を建築するためでございます。農地区分は第2種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、新設の土留め矢板で土留めする計画で、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は内郷中学



校の西約730mです。

最後に、收受番号5-1033は、譲渡人が所有の緑区牧野の農地、1筆、184㎡を所有権移転して駐車場に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は11ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、現在、音楽事務所を営んでおり、自家用車及び来客者用に駐車場が必要なためでございます。農地区分は第2種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、新設の土留め鋼板、既設の間知ブロック及びRC擁壁で土留めする計画で、雨水は砂利敷きによる敷地内浸透とするものです。申請地は藤野南小学校の南約660mです。

以上で説明を終わります。

#### **議長（八木会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号5-1029については、津久井地区担当委員の菱山委員さん、よろしくお願いいたします。

#### **12番（菱山委員）**

9月23日に現地調査に行っていました。事務局の説明のとおり、何ら問題ないところで、許可相当ではないかなと思いますので、皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

#### **議長（八木会長）**

続きまして、收受番号5-1030については、城山地区担当委員の齋藤委員さん、よろしくお願いいたします。

#### **11番（齋藤委員）**

9月21日に現地を調査いたしました。当案件は、所有者が自分の畑498㎡、約500㎡ちょっと切っているんですけど、リニア中央新幹線の建設に伴う収用のため、現在、この場所より下の場所に住んでいるんですけど、その一帯、非常に農地をたくさん持っておる方で、上の一番高い場所ですけど、後ろの左側をちょっと行きますと、圏央道のインターチェンジがある場所で、今、細く道路をつくって、一番奥に母屋をつくるという条件になっておりまして、両隣の方も特に問題はない場所でございます。リニアの関係で自分の土地に移転するというので、全く問題はないのではないかなという判断をいたしております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

#### **議長（八木会長）**

次に、收受番号5-1032については、相模湖地区担当委員の江藤委員さん、よろしくお願いいたします。

#### **5番（江藤委員）**

9月24日に現地調査に行っていました。ちょうど向かいの白い家の息子さんがここへ建てるということで、両親にお話を聞いたんですけども、事務局の説明のとおり、何ら問題はないと思います。よろしくご審議ください。

#### **議長（八木会長）**

次に、收受番号5-1033については、藤野地区担当委員の天野委員さん、お願い

いたします。

**18番(天野委員)**

それでは説明いたします。同じく9月25日、現地へまいりました。音楽事務所を営んでいる方と奥さんが出てきまして、駐車場の場所等について説明を受けました。この状況を見れば、問題はなかろうかと思しますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

**議長(八木会長)**

これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長(八木会長)**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第40号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長(八木会長)**

挙手全員。

よって日程6議案第40号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程7 議案第41号 農用地利用集積計画の決定について

**議長（八木会長）**

続いて、日程7議案第41号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤担当課長）**

それでは、13ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第41号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-43から31-47は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、14ページから15ページをご覧ください。案内図は12ページから15ページをご覧ください。

整理番号31-43から31-47は、耕作者への貸し出しのため、農地利用集積円滑化団体である相模原市農協が借り受けるためのものです。

整理番号31-46及び31-47は、今回、相模原市農協が中間保有を行います。件数は5件、6筆、面積は4,637㎡で、全て新規の申請です。

以上で説明を終わります。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第41号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（八木会長）**

挙手全員。

よって日程7議案第41号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 8 議案第 4 2 号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（八木会長）

続いて、日程 8 議案第 4 2 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、16 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 4 2 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 3 1 - 4 8 から 3 1 - 5 2 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年 1 0 月 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、17 ページから 1 8 ページをご覧ください。案内図は 1 2 ページから 1 7 ページをご覧ください。

整理番号 3 1 - 4 8 から 3 1 - 5 2 は、農地利用集積円滑化団体である相模原市農協が地権者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すものです。

整理番号 3 1 - 5 1 と 3 1 - 5 2 については、相模原市農協が中間保有していた農地を、今回、貸し出すものです。

整理番号 3 1 - 5 2 は、農業生産法人以外の法人が解除条件付きで新たに借り受けるものでございます。

件数は 5 件、9 筆、面積は 8,774 m<sup>2</sup>で、新規の申請です。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 質疑なし

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

ないようですので、それでは、採決をさせていただきます。

議案第 4 2 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

### 全員挙手

### 議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 8 議案第 4 2 号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程9 議案第43号 農用地利用計画の変更について

### 議長（八木会長）

続いて、日程9議案第43号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松島所長）

それでは、19ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第43号 農用地利用計画の変更について。令和元年9月10日付で、相模原市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、意見を求められたので同意するものとする。令和元年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

20ページをご覧ください。本案件は、農用地区域からの除外について、市長から意見照会を受けているものです。

初めに、津久井地区の除外箇所につきましては、緑区長竹字金原360番1の一部、面積は595㎡のうち292.11㎡と、同じく金原361番1の一部、面積は551㎡のうち206.95㎡で、合計499.06㎡となります。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は17ページをご覧ください。斜線部分が本案件の除外区域でございます。農用地区域から除外する理由といたしましては、分家住宅建築のためでございます。

続きまして、城山地区の除外箇所につきましては、緑区川尻字松風4104番1の一部で、面積は577㎡のうち399.03㎡となります。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は18ページをご覧ください。斜線部分が本案件の除外区域でございます。農用地区域から除外する理由といたしましては、こちらも分家住宅建築のためでございます。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

緑区長竹の所在については、津久井地区担当委員、市川委員さん、お願いいたします。

### 9番（市川委員）

9月23日に現地を確認してまいりました。境界の確認と周りの農地への影響も少ないと思いますので、許可が出て当然かなと思います。よろしくご審議ください。

### 議長（八木会長）

続きまして、緑区川尻の所在地については、城山地区担当委員、中里委員さん、お願いいたします。

### 8番（中里委員）

9月27日、現地の調査をしております。農家分家住宅ということで聞いておりますけれども、まず、隣接地の農地には影響は少ないという判断をしました。そして、この地主さんが、ほかに農地があるかないかということ事務局に尋ねたところ、農振農用地しかないという答えがありましたので、やむを得ないかなと思ひまして、許可による

しいかなと判断しました。

以上でございます。

**議長（八木会長）**

それでは、これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

ないようですので、それでは、採決をさせていただきます。

議案第43号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（八木会長）**

挙手全員。

よって日程9議案第43号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 10 報告第 4 1 号 農地所有適格法人の報告について

### 議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程 10 報告第 4 1 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、21 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 4 1 号 農地所有適格法人の報告について。農地法第 6 条の規定により、別紙のとおり農地所有適格法人報告書が提出されたので報告する。令和元年 10 月 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、22 ページをご覧ください。

株式会社陽だまり農園から報告書の提出があり、農地所有適格法人としての法人形態要件、事業要件、議決権要件、経営責任者に関する要件の全てを満たしております。報告書につきましては、23 ページから 25 ページの内容となっております。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

### 16 番（藤村委員）

陽だまり農園さんは、農業関係の冊子みたいのにインタビューされたりして、頑張っているというのわかるんですが、この場所は、たしか開発にかかっている、既に温室も撤去されているので、この後どうなるか、もしご存じであれば教えていただきたいんですが。

### 事務局（伊藤担当課長）

麻溝台・新磯野地区で今まで農業経営していたんですが、今年の 7 月に当該土地での耕作を終了しまして、新たに、愛川町で賃借により利用権設定で耕作する予定となっております。

### 議長（八木会長）

ほかにございますか。

ないようですので、以上で日程 10 報告第 4 1 号を終わります。

利用状況の報告について

議長（八木会長）

続きまして、日程 1 1 報告第 4 2 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、26 ページをお開きください。朗読いたします。

報告第 4 2 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項第 7 号の規定により、別紙のとおり農用地の利用状況報告書が相模原市長あてに提出され、その写しが送付されたので報告する。令和元年 10 月 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、27 ページ、28 ページをご覧ください。

特定非営利活動法人文化学習協同ネットワークの平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間にに関する報告です。

項目 2 の報告に係る土地の所在等につきましては、29 ページをご覧ください。利用権の設定を受けた土地は、合計 4 筆、2,722 m<sup>2</sup>ですが、うち 2 筆は期間中に利用権が満了しており、残る 2 筆、1,278 m<sup>2</sup>に小麦を作付し、生産量は約 110 キログラムとなっております。

次に、30 ページ、31 ページをご覧ください。

キャストワン株式会社の平成 30 年 7 月 1 日から令和元年 6 月 30 日までの 1 年間にに関する報告です。

項目 2 の報告に係る土地の所在等につきましては、32 ページをご覧ください。利用権の設定を受けた土地は、合計 7 筆、5,092 m<sup>2</sup>で、ナス、ピーマン等の露地野菜のほか、緑肥用ヒマワリを作付しており、生産数量は合計約 1,470 キログラムとなっております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 1 報告第 4 2 号を終わります。



## 日程 1 2 報告第 4 3 号 非農地証明書の発行について

**議長（八木会長）**

日程 1 2 報告第 4 3 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（松島所長）**

それでは、33ページをご覧ください。報告議案を朗読します。

報告第 4 3 号 非農地証明書の発行について。別紙の土地につき、非農地証明書交付に関する事務処理要領により非農地であることを確認し、証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和元年 10 月 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

34ページをご覧ください。

今回の非農地証明書の報告は、津久井事務所管内の 2 件でございます。

非農地の状況の内訳としましては、建築物の敷地が 2 筆、合計 2 件、2 筆で、445㎡です。いずれも神奈川県が定める農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づき、非農地証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

それでは、以上で日程 1 2 報告第 4 3 号を終わります。

## 日程 1 3 報告第 4 4 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対す

### る調査結果の報告について

#### 議長（八木会長）

続きまして、日程 1 3 報告第 4 4 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

#### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、35 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 4 4 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 6 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙農地に係る照会事案について調査結果を専決処理し、横浜地方法務局相模原支局登記官に対し報告したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 10 月 1 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、36 ページをご覧ください。

横浜地方法務局相模原支局より照会を受けた土地、1 件、1 筆です。当該土地は市街化区域内で、昭和 47 年に農地転用届け出済みの土地のため、航空写真及び事務局の現地調査により、9 月 4 日に宅地であることを確認いたしました。本案件は、農地転用届け出済みであり、原状回復命令を発する予定はなしとして、9 月 9 日付で回答したものです。

以上で説明を終わります。

#### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

#### 議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で日程 1 3 報告第 4 4 号を終わります。

## 日程 1 4 報告第 4 5 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

### 議長（八木会長）

続いて、日程 1 4 報告第 4 5 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、37 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 4 5 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 1 号及び第 8 条第 1 号の規定により、別紙相続等による農地の権利取得届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 10 月 1 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、38 ページをご覧ください。

今回の届け出件数は、本庁管内の 3 件、6 筆と、津久井事務所管内の 1 件、6 筆でございます。現況農地の箇所につきましては、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。

なお、31 番及び 33 番については、固定資産税の課税評価が分割されている部分が含まれるため、現況地目が分かれています。相続の届け出対象は、それぞれ 1 筆と 3 筆となっています。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

ないようなので、以上で日程 1 4 報告第 4 5 号を終わります。

## 日程 15 報告第 46 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に

### ついて

#### 議長（八木会長）

続いて、日程 15 報告第 46 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

#### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、39 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 46 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 2 号の規定により、別紙農地の転用に係る届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 10 月 1 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、40 ページから 41 ページをご覧ください。

第 4 条の届け出の件数は、本庁分のみで、11 件、13 筆です。

続いて、42 ページから 48 ページをご覧ください。

第 5 条の届け出の件数も本庁分のみで、29 件、51 筆です。

以上で説明を終わります。

#### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

#### 議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で日程 15 報告第 46 号を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第 7 回総会を終了いたします。